

役員及び理事会規定に定める選任要件

(役員の設定)第2条第6項、第7項	
第6項	理事は、評議員又は監事を兼ねることはできない。
第7項	監事は、評議員、理事又は使用人を兼ねることはできない。
(役員を選任等)第3条第5項、第6項	
第5項	理事又は監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1)	各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族(これらの者に準じるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。(注1)
(2)	他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。(注2)
(3)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)第177条で準用する同法第65条第1項に該当しないものであること。(注3)
(4)	理事が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第6条第1号の欠格事由に該当しないものであること。監事についても同様とする。(注4)
第6項	この法人の業務遂行上、認定機関としての観点より、利害衝突が懸念される者は排除する。

注1) 応募時点では記入不要です。他の常勤理事、及び非常勤理事候補の推薦が出そろったところで改めて確認させていただきます。

注2) 応募時点では記入不要です。他の常勤理事、及び非常勤理事候補の推薦が出そろったところで改めて確認させていただきます。

注3) 法人、被後見人でないこと。会社法、会社更生法等違反で刑に処せられている、あるいは執行終了後2年以内でないこと。その他法律に違反して、現在、禁錮以上の刑に処せられていない(執行猶予中は除く)こと。

注4) 公益認定を取り消された法人の業務執行理事であった者で、取り消し原因の事実発生日以前1年以内にその職にあり、取り消し後5年を経過していない者。反社会的組織に係る法律、あるいは税金に係る法律により罰金刑に処せられ、その執行終了後5年を経過していない者。その他法律に違反して禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行終了後5年を経過していない者。反社会的組織の構成員、あるいは過去に構成員だった者でそうでなくなった日から5年を経過していない者。税の滞納をした者で、滞納処分中、あるいは処分終了後3年を経過していない者。